

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(土曜日は、  
祭日及び  
休日を除く)  
の日に  
当たると  
する日

## 目次

- ◇ 告 示 鳥取県果樹農業振興計画
  - ◇ 雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更
- 昭和四十三年度事業計画及び予算の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第四百五十四号

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第一項の規定に基づき、昭和五十一年度を目標年度とする鳥取県果樹農業振興計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県果樹農業振興計画

#### 1 基本構想

戦後順調に伸びてきた本県農業生産は、昭和30年以降の高度経済成長

期を迎え農産物需要が所得の増加によって質的な変化を伴いながら増大してきたのに応じて年々3〜4%程度の増大傾向を示してきた。

なかでも、果樹は、成長農産物として需要の伸びに応じた選択的拡大の方向が顕著となり、農業粗生産額に占める果樹の割合は、年々増加し、昭和41年では米、畜産について11.1%と第3位に位置している。

本県果樹栽培の現状は、日本なし、かき、ぶどう及びくりを中心にそのほかも、うめ等が栽培されており、今後この6作目の振興を図る方針であり、各果樹の振興にあたりその栽培上の問題点に相違はあるが、その基本的考え方は、以下のとおりである。

#### (1) 土地基盤整備

本県果樹園は、西部黒土地帯の平坦地を除いて中山間地域の傾斜地が多く、土地条件が悪いため、樹園地整備の必要性が高く、各果樹とも農道を主体とした樹園地条件の改善が急がれる。また、今後植栽される造成地については、それぞれの土地条件に応じて必要な防除施設、暗きよ排水、農道等を完備させ、機械施設の導入を促進し、作業の共同化及び合理化をはかる。

#### (2) 生産技術の確立と普及

土地基盤の整備が十分でなく、集団化も遅れている本県果樹園では、栽培管理作業の機械化が困難であり、共同化も行ないがたいため労働生産性を低くしている。さらに本県果樹の代表であるなしについては他果実と比べて投下労力が多い現状であり、市場情勢に対処するため販売期間の延長と品質向上を図りつつ、機械化及び省力化を推進する必要がある。

このため土地基盤整備とあいまって省力化を中心とした技術開発の

研究を行なうとともに、普及機関においては現状の確立した技術をより徹底することはもちろん、問題点のはげにため研究の促進を図りうるようにする。

(3) 流通組織の強化育成

果実集出荷組織は、総合農協、専門農協又は任意組合と組織が複雑化しており、これらの整備育成を中心として市町村単位以上の地域を目標に、生産地の有機的結合をすすめ、集出荷規模の大型化を図る。また、組織整備と関連して小規模の小型選果場を整備統合し、合理的に配置することにより、その効率的運営を図る。また、果実の販売価格の向上を図るためには貯蔵による出荷調整を行なうとともに果実加工の増大を図ることが必要であり、このため本県でも中部農業経済圏で果実の貯蔵庫を設置することとしている。

2 対象果樹

対象果樹名	選 定 の 理 由
日本なし	栽培環境条件が適し、現状栽培面積が多く、将来の伸びが期待される。6 作目を選定した。これらは、集団産地の造成による規模拡大と生産性の向上及び消費市場の開拓等今後重点的に振興を図る必要がある。
ぶどう	日本なしは、二十世紀を中心とし、現在本県果樹生産額の約87%を占める主要果樹である。今後既成園に対しては農道、暗きよ排水等土地基盤の整備を行ない、機械施設の導入を可能にして栽培の改善を積極的に推進し、省力化と品質の向上をはかるほか、新植により経営規模の拡大を図り、機械導入による作業の共同化及び労力の節減を図る。また、流通施設については、集出荷組織
かき	
くり	
もも	
うめ	

の整備統合を行ない規格統一を徹底するとともに、継続出荷及び大量出荷を図りうる大型選果施設の設置をすすめる。

かきは、県下中山間地帯に栽培がすすめられており、今後これら地域に集団化しつつ積極的に増産をすすめる。既成園も含めて共同防除施設の設置等機械化をはかり生産性の向上を図る。

ぶどうについては、中部砂丘地を主産地とし地域性が高いが、現在の栽培主体品種である甲州種が市場性に乏しいため、ネオアスカット種等に品種の転換を行ない、集団化と促成栽培をすすめる市場価値を高める。

くりは、県下中山間地帯に対し集団園の造成及び植栽をすすめており、粗放的で生産性の低い既成園地については栽培技術の改善を行なう。

もも及びうめについても、集団化を図り、既成園地については濃密指導により栽培技術を改善し、生産性の向上を図る。

3 広域の濃密生産団地の形成に関する方針

日本なしは、本県果樹を代表する果樹であるが、栽培規模が零細であるうえに分散しており、そのうえ全体の約70%は傾斜地であることから土地基盤の整備が遅れており、なし栽培の機械化及び共同化を進めるための障害となつている現状である。

流通関係についても集出荷組織をはじめ選果施設も小規模なものが多く、今後これらの整備統合が課題となつている。

広域の濃密生産団地は、日本なし(二十世紀)を中心に一部にかきを組み合わせて、県に教管所樹立することとし、その基本構想は、地域差

はあるが、農道を主体とする土地基盤整備をはじめ集団樹園地の造成による機械導入及び流通施設の整備により広域的な集出荷組織の確立等を

中心に計画を樹立する。

4 果樹の植栽及び果実の生産の目標

(単位：面積ha 生産量t 比率%)

対象果樹名	昭和41年度		植 栽 の 目 標			昭和51年度							
	栽培面積	生産量	昭和42年度～昭和46年度 新植 改植 計	昭和47年度～昭和51年度 新植 改植 計	合計	栽培面積 目標	生産の 目標	41年度に対する比率 栽培面積 生産の目標					
な (日本なし)	2,440	61,800	505	114	619	350	75	425	1,044	3,250	105,000	133.2	169.9
ぶ とう	182	1,350	5	35	40	13	3	16	56	123	1,800	67.6	133.3
か き	1,070	7,350	232	14	246	228	8	236	482	1,400	14,100	130.8	191.8
く り	403	261	228		228	110		110	338	713	1,380	176.9	528.7
も も	143	893	50	16	66	34	4	38	104	134	960	93.7	107.5
う め	80	146	54		54	21		21	75	155	1,100	193.8	753.4
合 計	4,318	71,800	1,074	179	1,253	756	90	846	2,099	5,775	124,340	133.7	173.2

5 近代的な果樹園経営の指標

(単位：面積規模ha 生産量%)

対象果樹名	品 種	傾 斜 度	面積規模 (成園)	成園10アール当たり生産量	成園10アール当たり労働時間
な し (日本なし)	ニ 十 世 紀	8度まで	10	4,000	327.0
ぶ とう	ネ オ ヲ ス カ ッ ト	0度	12	1,783	194.4
か き	富	18度まで	15	2,484	115.0
く り	中心品種 丹 沢	15度まで	15	320	56.0
も も	中心品種 大 久 保	10度まで	10	2,625	147.7
う め	白 加 賀	10度まで	5	900	105.5

6 土地改良その他生産基盤に関する事項  
(1) 既存の果樹園の土地基盤整備計画

(単位: ha, m)

対象果樹名	事業区分	昭和41年度 栽培面積	左のうち		要整備面積のうち一定規模以上の面積 <sup>①</sup>		左のうち目標年度までの整備計画			要整備面積の残り面積 <sup>①-②</sup>
			整備済み又は整備不要面積	要整備面積	昭和42~46年度	昭和47~51年度	計 <sup>②</sup>			
なし (日本なし)	農道整備	1,211	1,229	382	255	105	360	22		
	畑かん	1,340	(185,800)	(46,200)	(30,300)	(12,500)	(42,800)	(3,400)		
	果樹園改造	2,154	1,100	292	130	110	240	50		
	暗きよ排水	1,552	286	20	10	80	20	0		
	防風林	1,775	878	222	92	30	172	50		
計	8,042	665	1,024	497	335	832	192			
ぶどう	農道整備	127	55	41		41	41	0		
	畑かん	176	(5,200)	(4,800)		(4,800)	(4,800)			
	果樹園改造	176	6	6						
	暗きよ排水	155	27							
	防風林	146	36	41		41	41	0		
計	780	130	(4,800)		(4,800)	(4,800)				
かき	農道整備	824	246							
	畑かん	996	(30,900)							
	果樹園改造	966	74							
	暗きよ排水	976	104							
	防風林	924	94							
計	4,686	664								
りんご	農道整備	250	173	20		20	20	0		
	畑かん	368	(30,720)	(7,000)		(7,000)	(7,000)			
	果樹園改造	362	35							
	暗きよ排水	363	41							
	防風林	339	40							
計	1,662	555	20		20	20	0			
もも	農道整備	129	14							
	畑かん	143	(200)							
	果樹園改造	143								

暗きよ排水 防風林	143	130	13									
計	143	688	27	(200)	2	(200)	7	1,085	497	396	893	
								(58,000)	(30,300)	(24,300)	(54,600)	
農道整備	78		2	(200)								
畑かん改	80	80	3									
果樹園改	77	77										
暗きよ排水	80	80			2							
防風林	78	78										
計	80	393	2	(200)				6	52	523	332	
								(40,92)	(61,22)	(38,8)	16	
								(49,6)	(11,1)	(88,9)	117	
								(32,5)	(74,6)	(25,4)	45	
								(40,4)	(87,3)	(22,7)	68	
								(28,0)	(19,3)	(80,7)	50	
								(72,0)	(33,3)	(66,7)	25	
								(1,074)	1,204	1,204	626	
								(58,7)	(65,8)	(34,2)	8	
計	2	206	503	253	6	52	8				8	
												1,830
												(100)
												257
												(14,0)

「一定規模以上」とは、団体営土地改良事業の採択基準以上のものをいう。

(2) 果樹園造成の計画

(単位：面積ha 比率%)

対象果樹名	昭和42年度～昭和46年度		昭和47年度～昭和51年度		計		左のう ち一定 規模 以上 の面 積
	開かん面 積	開かん面 積	開かん面 積	開かん面 積	計	計	
なし(日本なし)	314	191	209	141	523	332	247
ぶどう	1	4	1	12	2	16	18
かき	162	70	181	47	343	117	460
くり	204	24	91	19	295	45	338
もも	5	45	11	23	34	68	84
うめ	15	39	10	11	25	50	75
計	701	373	503	253	1,204	626	1,830

7 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他流通の合理化に関する事項  
 なしについては、大正14年鳥取県なし販売所を設立して以来今日まで

変せんを兼ね販売組織の確立がすすめられ現在に至っているが、末端組

織については規模の小さいものも多い現状にあるので、他の果実を含め、  
 次のとおりこの改善につとめる。

(1) 集出荷の合理化及び計画化

## ア 集出荷組織について

現状の集出荷組織数は、84組織で、このうち市町村の区域を越えるもの1組織、市町村区域と同区域のもの14組織、市町村区域未満69組織であり、同一区域内に小規模の集出荷組織が多い。したがって、これを組織活動の有機の運営及び流通の大型化による有利性の面から、新市町村区域単位を基本とした集出荷組織を確立し、一元化している県内販売体制によりさらに計画的に出荷販売しようとする組織体制の確立を図る。

## イ 運果貯蔵施設について

現在の果実共同運果施設数は、約120箇所であり、この半数は、運果機をもたない施設が多く規模も零細であり、なし及びかきのほかは、施設をもたない組織も多く規格の統一、経費の節減及び作業効率等効率的運営が図られていないものも多い。

今後は既存施設の高度利用を図り、新設の場合は組織化の方向に沿って現状施設を統合し規模の大型化を図る。さらに施設の効率的運用を図るため、各果実の相互利用その他農産物の多目的利用にとめる一方、優良早生品種導入による出荷期間の延長等を生産指導との関連においてすすめる。また貯蔵による生食及び加工原料果実等販売の平準化と加工期間の延長を図るため貯蔵庫の設置を図る。

## (2) 果実の品位及び形量その他の品質及び包装の改善

本県の果実出荷量は、64,500トンで、そのうちなしが61,000トンをお占めている。なしは、他の果実に比べ、その栽培に極めて多くの労働を必要とし、また包装荷造りについても果面が傷つきやすいため、選果作業工程においても慎重な取扱いが必要であり、当然出荷経費も割

高となつてゐる。また包装資材についても、従来木毛木箱詰であつたものを近年から段ボール箱とし、さらに41年からパック詰め採用にふみきつてきた。共選施設の統合により規模が大型化するほど、包装荷造りの簡易化は、作業効率の向上の面から特に必要となつてくるが、これは、同時に流通経費の軽減とあわせて検討する必要がある。今後、他の果実を含め、それぞれの地域に合致した栽培技術の統一化により良質で規格の統一が図りうるよう指導の徹底を図るとともに、運果方式、荷造り包装方式等についても消費性向を加味しつつ簡易化の研究をすすめる。

## 8 果実の加工の合理化に関する事項

生食の需要動向に起因して、加工原料用果実の価格は、一般に不安定である。果実加工についての意欲はおう盛であるが、豊凶による生産量の変動及びこれに起因する原料価格の変動が大きく、また、加工原料取引形態もまちまちであり、これが果実加工の基盤を弱めているので、今後は、これら加工原料用果実取引の公正かつ合理的な取引機構の確立により、加工原料の需給の安定を図る。

一方、果実加工の研究開発をすすめるほか、果実加工を生食販売との関連性においてすすめるよう施設の整備をすすめるとともに、貯蔵施設により加工期間を延長し加工処理量の増加と企業の合理化を図るよう努力する。

## 雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定

に基づき、地方職員共済組合定款の一部変更について次のとおり公告する。

昭和43年6月7日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第二十九条第一項の表中「千分の三十六・三」、「千分の二十四・三」及び「千分の五十九・三」を「千分の三十五・三」、「千分の二十三・三」及び「千分の五十八・三」にそれぞれ改める。

第三十一条中「百九十円」を「二百四十円」に改める。

規 則

この変更は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第二十九条の変更規定は昭和四十三年四月分以後の掛金及び負担金について適用する。

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和43年度事業計画及び予算の要旨を次のとおり公告する。

昭和43年6月7日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

昭和43年度事業計画及び予算の要旨

第1 事業計画

1 組合に属する地方公共団体の数等

都道府県 46 一部事務組合等 17 計 63

支部の数 47 所属所の数 8,949

2 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数(年度末見込)

組合員の種別	一 般	知 事	短 期	船 員	給 員	計
組合員数	323,928	45	3	1,214	3	325,193人
給料(俸給)月額	15,112,002	4,950	330	53,941	133	15,171,356千円
同上組合員1人当たりの額						46,654円
被扶養者数	581,892	103	8	2,822	8	584,833人
同上組合員1人当たりの数						1.8人

3 組合職員の数(年度末見込)

総務	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	157	32	133	1,325	37	84	263	2,031人

(注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健各経理における負担金率及び掛金率(千分率)

組合員種別	負 担 金 率			掛 金 率			備 考
	短 期	長 期	保 健	短 期	長 期	保 健	
一 般	35.3	62.5	1.7	35.3	45	1.7	
知 事	35.3	77	1.7	35.3	55.5	1.7	
短 期	35.3	—	1.7	35.3	—	1.7	
船 員	58.3	62.5	1.7	23.3	45	1.7	
給 員	35.3	62.5	1.7	35.3	45	1.7	

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

掛金率及び負担金率は、本年度より $\frac{1}{1,000}$ づつ引き下げられた。

予定損益計算では、332百万円の単年度不足金が見込まれるが、この不足金は不足金補てん積立金より補てんするものとした。

(2) 長期経理

年度末資産総額は前年度末より25,277百万円増加し、117,949百万円となる見込みである。増加内容の主なもの是不動産投資資金として5,602百万円、貸付経理資金等として10,471百万円、法令の規定による公営企業債の取得のため7,466百万円等である。

(3) 業務経理

事務費負担金として、国家公務員である組合員については1人当たり年額140円、地方公務員である組合員及び組合職員については1人当たり年額400円を見込んだ。また、定款第31条の規定による長期経理よりの繰入金については、組合員1人当たり年額240円により算定した。

(4) 保健経理

保健事業として健康診断、人間ドック等成人病対策事業、葉剤の配布、海の家、山の家の設置、都道府県支部対抗球技大会、レクリエーション行事等を実施する予定である。

(5) 医療経理

医療施設として病院1、診療所20及び結核病棟5を経営する。

(6) 宿泊経理

宿泊施設として経営するものは、年度末には75施設となる見込みである。なお、既設施設のうち、7施設については移転新築、改築又は増築を計画している。

(7) 住宅経理

本年度は埼玉支部が実施する。その内容は4,620㎡<sup>2</sup>の土地を取得造成し、20口として1口当たり平均231㎡<sup>2</sup>、1,750千円で組合員に分譲するものである。

(8) 貯金経理

秋田ほか14支部が実施する。年度末貯金総額は8,862百万円、件数141千件となる見込みである。

(9) 貸付経理

全支部が実施する。年度末貸付総額は39,127百万円、件数97千件となる見込みである。

(10) 物資経理

秋田ほか10支部が実施する。物品販売、物資購入、斡旋、食堂、理容、洗濯の各施設の経営等を行ない、本年度における売上額及び施設収入の総額は、2,808百万円となる見込みである。

第2 子 算

各経理単位別収支見込みの概況は、次のとおりである。



昭和43年度各経理単位別収支見込み

(単位 百万円)

区	分	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資
(収入)	金、掛金	12,706	22,761	125	612	349	2,241				307
負担	施設収入、商品販売益				4	2	139				
他の経理より繰入金	利息その他の収入	118	5,859	77	38	7	103	0.3	650	1,968	7
前年度繰越支払準備金		1,942	158	50							
前年度繰越責任準備金			89,171								
計		14,768	117,949	252	654	358	2,483	0.3	650	1,968	314
(支出)	給付金	12,943	6,426								
役員給与	医薬品、医療材料飲食材料			121	22	115	707		26	48	155
支払利息	他の経理へ繰入金		77		141	2	247		11	1,860	50
その他の支出	その他の支出		13	130	396	73	730	1.9	607	60	88
次年度繰越支払準備金		2,157	171								
次年度繰越責任準備金			111,262								
計		15,100	117,949	251	559	353	2,477	1.9	644	1,968	314
差引	当期損益	△ 352	0	1	95	5	6	△ 1.6	6	0	0
年度末支払準備金		2,157	171								
年度末責任準備金			111,262								
年度末積立金		104	0	11	256	87	911	0	69	0	5
年度末剰余金		0	0	39	458	84	436	0.3	0	0	0